

レセ電通信医 2021013 号
令和 3 年 10 月 1 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様」の厚生労働省ホームページ
(診療報酬情報提供サービス) への掲載について

令和 3 年 10 月からオンライン資格確認等システムが本格運用されることにより、令和 3 年 9 月診療分以降の電子請求されたレセプトについては資格登録等のタイムラグで生じる資格過誤は正しい資格情報に振替・分割され、保険者等へ送付されること等、並びに、令和 3 年 9 月に社会保険診療報酬支払基金においてシステムを刷新したことにより、審査支払機関から送付される情報が変更されることから、レセ電コード情報ファイル記録条件仕様が、下記のとおり更新されましたのでお知らせします。

記

- 1 オンライン資格確認等システムによりレセプトが分割された場合に記録されるコメントレコードに以下の注意書きを追加された。
 - ・「レセプトの分割が行われた場合は、最終行に分割後のレセプトである旨のコメントレコードを記録する。」
- 2 資格確認運用レコードの「予備」項目が「審査区分」に変更され、審査支払機関が“1” (社会保険診療報酬支払基金) の場合、当該項目の記録内容が「別表 10 審査区分コード」のとおりとされた。